

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第1回） 議事要旨

日 時：平成26年7月31日（木）13時00分～15時00分

場 所：総務省共用会議室3

出席者：大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、下井構成員、庄司構成員、藤原構成員、
松村構成員

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、大槻管理官、渡邊情報公開・個人
情報保護推進室長

議 事：

1 開 会

2 議 題

(1) 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会について

(2) これまでの経緯及び制度の概要について

(3) 意見交換

(4) 研究会の今後の進め方について

3 閉 会

<配付資料>

資料1 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会開催要領

資料2-1 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱について

資料2-2 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

資料3 行政機関等個人情報保護制度の概要

資料4-1 行政機関等が保有する個人情報の適切な管理の徹底について（通知）

資料4-2 平成26年7月25日 新藤総務大臣閣議後記者会見（抜粋）

資料5-1 検討の論点

資料5-2 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見（宍戸
構成員提出資料）

資料6 今後の検討予定

(事務局) 本日は、構成員の皆様方、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「第1回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催をさせていただきます。

座長が決まるまでの間の進行を務めさせていただきます総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室長をしております渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、総務省行政管理局長の上村より、一言ご挨拶を申し上げます。

(上村局長) 行政管理局長の上村でございます。本日はお暑い中、また大変お忙しい先生に貴重なお時間を割いていただきまして、今日は全員お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。まずもって、心より感謝を申し上げます。

それで時間も限られておりますので、この研究会の意義などにつきましては、また後ほどご説明がありますが、私一言だけ申し上げますと、行政機関の持つ個人情報をどう見るか、これの一方で利活用という要請と、他方で保護という要請と相反する2つの要請の間で、どういうふうなバランスを取っていくか、われわれ行政管理局の抱えてる仕事の中でも、最大級の難しい課題の1つであると認識しております。そういう観点で、今私も何ら、これをどうしようという予断とか方向性とかは持つてゐるわけではございません。

そういう意味におきまして、それぞれの先生方の専門的なお立場からの知見を、存分にごお述べいただければ大変ありがたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(事務局) 本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、議事次第のあとに資料1として、この研究会の開催要領、資料2-1、内閣官房の制度改正大綱についてのパワーポイントの資料でございます。資料2-2として、制度改正大綱の本文がございます。資料3が、行政機関等個人情報保護制度の概要のパワーポイントの資料。それから資料4-1といたしまして、個人情報の適切な管理の徹底についてという大臣通知の資料。資料4の2といたしまして、これに関する総務大臣の閣議後記者会見の抜粋の資料が付いてございます。それから資料5-1として検討の論点、5-2として、宍戸構成員からご提出いただいている意見の資料がございます。最後に資料6が今後の検討予定ということでございます。

以上、過不足等ございませんでしょうか。それでは、早速、議事に移りたいと思います。

まず、本研究会の開催要領につきまして、私からご説明をさせていただきます。資料1でございます。まず1番の目的でありますけれども、平成26年6月のIT本部で決定をされました制度改正大綱において示されている方針のもと、行政機関とそれから独立行政法人等が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行うために本研究会を開催するというところでございます。

2番として、この研究会における検討事項でございますけれども、この制度改正大綱において示されている行政機関等関係の記述を並べております。1つ目が、この特徴を踏まえた利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方。2つ目といたしまして、特質を踏まえた、保護対象の明確化・取扱いの在り方。それから、1と2の調査・検討等を踏まえた総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係という以上の3本立てになります。

それから3番目といたしまして、構成・運営でございますが、(1)本研究会は、総務省行政管理局長が開催する研究会という位置づけでございます。

(2)研究会の構成員は別紙のとおりということでございまして、お集まりいただいた先生方7名ということでございまして、オブザーバーとして内閣官房IT総合戦略室、事務局は、総務省情報公開・個人情報保護推進室が務めるということにしております。

(3)といたしまして、この研究会は座長を置きまして、座長は構成員の互選により定めるとしております。

(4)として、座長は、研究会を招集し、主宰する。不在のときは、あらかじめ指名する座長代理が代行するというところでございます。

(5)座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見を聴くということ。

(6)本研究会はご覧のとおり傍聴者、今回可能とさせていただいておりますけれども、公開ということでございます。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、非公開とすることになっております。また、議事要旨を作成して研究会終了後に速やかに公開という、この公開はホームページのほうで議事録を公開することというふうに考えております。

(7)といたしまして、資料これにつきましても、終了後、速やかにホームページで公開をいたします。ただし、座長が、公開ということにより支障があると認めるときは、その資料の全部あるいは一部を非公開とすることができるとさせていただいております。

最後に(8)として、座長は、このほか、研究会の運営に関し必要な事項を定めるということにしております。

4番の庶務でございますけれども、総務省の情報公開・個人情報保護推進室において処理するというところでございます。

以上が、本研究会の開催要領でございます。

次に開催要領の3の(3)でございますけれども、座長の選任ということでございます。座長につきましては、今ご説明申し上げましたように、構成員の互選で定めるとしてございます。構成員の皆様からのご推薦はございませんでしょうか。下井構成員。

(下井構成員) この分野の第一人者である藤原構成員にお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局) 皆様、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしとの声あり>

(事務局) それでは、異議なしということで、本研究会の座長は、藤原構成員にお願いいたしたいと思います。

座長が決まりましたので、このあとの議事進行は、藤原座長にお願いをいたしたいと思います。藤原座長、よろしくお願いいたします。

(藤原座長) ただいま座長にご指名いただきました藤原でございます。では最初に、ご指名でございますので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今回、こういう会議が開催されるわけですが、多くの傍聴の方が来ておられることに示されるように、社会的にも大変関心のあるテーマであると考えております。

私個人のことを申し上げますと、この行政機関法が、1988年法ですけれども、それができる時の準備作業として、外国のものを片っ端から日本語にしていたのを思い出します。

その後、OECDの理事会勧告に従って88年法、90年施行法ができて、それから10年たって個人情報保護法の議論が始まりました。その時にこの機関法も改正されて、さらにその後のインターネットの発達とICT化の目覚ましい展開で状況が相当変わってきて、そこでパーソナルデータの研究会、オープンデータ、ビッグデータという議論につながったんだろうと認識しております。

われわれとしては、パーソナルデータ研究会による大綱を受けまして、この議論をこれから始めるわけですが、個人情報データの検討会の報告である大綱を拝見すると、まだ宿題が残されているようでございますし、さらに行間を読まなければならないのかなと思われるところもあるわけです。

たまたま先ほどご紹介されたように、今回のわれわれの主なミッションが利活用、保護の対象、それから第三者機関ということで、これは、おそらく前の検討会の議論との関係を抜きには論じられないような、現代の個人情報保護法制ですね、行政機関法としてみれば第三世代ということになるんですけれども、個人情報保護法制にとって最も重要な論点を議論するんだなという感じを受けております。

私を含め、ここにお集まりの構成員の方々は、これらの論点について、それぞれご専門の立場からお考えを持っておられると思いますので、その辺りを自由に意見交換できて、さらに最終的には、山に登る方法はいろいろあるんですけれども、バランスの取れた、しかしワークする、ちゃんと機能する法制、それが国際的にどの程度のものを求められるかも、これもまた1つの論点ですけれども、とにかくバランスの取れた、わが国として機能するような制度とすることが肝要かと存じます。そのために、この研究会が何らかのお役に立てればよいなと思っております。どうぞ、ご助力のほどを、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

それでは、私がいろいろ申し上げましたけれども、この際、構成員の皆様からも、一言ずつ自己紹介を兼ねたご挨拶をお願いできればと思います。大谷構成員から順に、お願い

できますでしょうか。

(大谷構成員) 大谷和子と申します。所属は日本総合研究所という民間企業でございまして、そちらの企業法務を担当しております。自分の所属する組織における個人情報の保護といったことを通して様々な研究機会には恵まれてきましたけれども、行政機関そのもののパーソナルデータの取扱いについて正面から取り組む機会というのは、全く初めてでございまして、私なりの、ちょっと少し身勝手なご意見も含めて申し上げながら、活発な議論に資するように、微力ながら尽力させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤原座長) ありがとうございます。佐藤構成員。

(佐藤構成員) どうも、佐藤一郎と申します。よろしくお願いいたします。

所属は、文部科学省系の研究所である国立情報学研究所という、文字通り情報系の研究機関でして、博士課程もありまして半分大学で、半分研究所というところに行っております。

私の専門は情報システムっていうんですか、システムの底辺のような、かなりバックエンドのところを専門にさせていただいておりますけれども、今回は去年からIT総合戦略本部のパーソナルデータに関する検討会の委員もさせていただき、また技術ワーキングの主査をさせていただいております。私は法律の専門では全くございませんので、技術面から、この研究会に貢献させていただければ幸いかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(藤原座長) 宍戸構成員、お願いします。

(宍戸構成員) 東京大学の宍戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。専門は憲法です。そのほか、所属する東京大学におきまして、国立大学法人としての個人情報保護の審査などにも多少はかかわっております。その他、総務省におきまして、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」など、インターネット上のプライバシー保護なども多少、耳学問させていただく機会がございましたが、昨年、佐藤構成員とともにパーソナルデータ検討会において、先ほど座長が行間を読まなければいけないとおっしゃられたけれども、まさにその難解な大綱の策定にかかわらせていただきました。

その際、行政機関個人情報保護法との関係、あるいは第三者機関と総務大臣の権限関係の在り方などは、多少注意したほうがいいのではないかということをおし上げた1人として、おそらくこの場に入って、その夏休みの宿題を出せということの責任の一端を担うということになったのだと理解しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤原座長) 下井構成員、お願いいたします。

(下井構成員) 下井でございます。千葉大学に勤務しております。専攻は行政法であります。

今回の保護法の改正の話につきましては、これまで具体的にはタッチしてまいりませんでしたけれども、これまで研究の面でも、あるいは実務の面でも、実務というのは、いろ

んな自治体や国の審査会をやったり、今、宍戸構成員もおっしゃられましたが、所属する大学で、そういう開示の決定とか、そういう実務のほうをやってきたということもありまして、それで多少は働けるということかと思いますので、非力ではございますが、ぜひ貢献させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(藤原座長) ありがとうございます。庄司構成員、お願ひいたします。

(庄司構成員) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの研究員をしております庄司と申します。もう1つ、一般社団法人オープンナレッジファウンデーションジャパンという団体の代表理事もしております。

専門は、電子政府、電子行政それから情報社会研究です。いかにデータの利活用を進めていくのかという観点で、特にオープンデータの推進ということにかかわってまいりました。

オープンデータは、基本的には公共財としてデータを使っていこうという話ではあるんですけども、ブレーキとアクセル両方をきちんと整っていないと利活用は進められないだろうということで、まさにこうした個人情報保護の議論が行われることをずっと期待していました。自分がかかわることになり、力を尽くしたいと思っております。

よろしくお願ひします。

(藤原座長) ありがとうございます。松村構成員、お願ひします。

(松村構成員) 日本大学の松村でございます。大学では、情報法、立法学あるいは行政法等を担当いたしております。国・地方公共団体の情報公開制度・個人情報制度については、制定改正・運用等に、いろんな立場で携わってまいりました。

そういう観点で、いわゆるビッグデータの問題についても、多少は関心を持って眺めておったわけですけども、その問題が、いつの間にかパーソナルデータという検討という形で広がってまいりまして、かつ公的部門の問題でもあるぞという、正直言って戸惑っております。

かなりこの検討が広がってきているというので、その意見をどう整理していくのか。行政に関係した者として、やはり行政の特殊性みたいなものもかなりあると思えますので、そういう経験も踏まえて、皆さんの審議検討にいろんな材料意見を提供することによって、よりよい制度作りに貢献できればいいのかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

(藤原座長) ありがとうございます。

それから、本日、オブザーバーとして内閣官房IT総合戦略室にもご出席いただいております。ご紹介させていただきます。犬童参事官です。

(内閣官房) 犬童でございます。よろしくお願ひいたします。

(藤原座長) それでは早速、本日の議題に移らせていただきます。

まずは、これまでの経緯及び制度の概要について、事務局から説明をお願ひいたします。

(讃岐官房審議官) 担当の審議官の讃岐でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

す。

まずは、これまでの経緯ということで、資料2-1と2-2で簡単にご説明させていただきたいと思います。資料2-1 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱という6月27日にまとまりましたものですが、これまでの経緯も含めて、ご説明したいと思います。

1ページ、これまでの経緯ということでございますけれども、もともとは、総務省と経済産業省で、これらの研究会を開催していたということでございます。総務省、これは行政管理局ではなくて、情報通信関係部局で、やはりビッグデータ、オープンデータ、そういう流れの中での位置づけから検討していったということで、その検討会が去年の6月にまとめたということでございます。昨年の世界最先端IT国家創造宣言、ここに書かれておりますとおり、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で必要な検討を進めていくと、第三者機関の設置を含む法的措置も視野に入れた見直し方針等々を定めていこうということで、下に書いてございますけれども、IT本部のもとにパーソナルデータに関する検討会というのを置いて、1年程度の間、検討を行っていただいたと。宍戸構成員、佐藤構成員は、こちらのメンバーにも加わっていただいております関係から、こちらに来ていただいているということでございます。

検討会の検討状況は12回の検討ということでございますが、昨年末に、言わば中間段階のとりまとめ的なものとして制度見直し方針というものが策定され、そして、最終的な制度改正大綱というものが、本年の6月27日にとりまとめられたという、これが資料2-2でございます。そのポイントをかいつまんで、ご説明したいと思います。

3ページは、昨年末にとりまとめた言わば見直し方針の中間的なものでございまして、4ページの制度改正大綱のほうに集約されているということになると思いますので、そこらを中心に説明させていただければと思います。

基本的な考え方というところで書いてございますけれども、多種多様な膨大なパーソナルデータ、個人情報と言うと若干言葉が狭いということだったと思いますので、「パーソナルデータ」という言葉を、ここでは一貫して使っておりますけれども、それについて、大変大きな問題は今のところは発生していないけれども、やはりその範囲のあいまいさ、グレーゾーン等々を明確にするとともに、しっかりとしたルールというものを作っておかないと、利活用しようと思う場合でも躊躇してしまう利活用の壁というものがあるのではないかと。

2つ目で、このような状況にかんがみ、成長戦略等々の中での位置づけと書いてございますけれども、やはりある意味、当初は、こういうビジネスの創出、民間部門での商業的な活用といったものも念頭に、議論が進められてきていたと理解します。そういったことがこの表現に表れているのは、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心、それからプライバシー面の安全・安心の向上等のために利活用を実現する環境整備、そのための制度の在り方ということを整備することが必要であろうと。

3つ目で、それが今回の制度改正の主な目的・理由であるということでございますが、1点目として、パーソナルデータの利活用は大きな意義をもたらすということでありまして、現行の個人情報保護法、これは個人情報保護の基本法制でありますけれども、主に民間を対象とした個人情報保護を念頭に置いてるということだと思いますけれども、本人の同意というものが無いと目的外利用等々ができないと、こういう仕組みでありますけれども、②にも書いてございますが、何らかの工夫を施した形にして個人の特定性を低減したような形のものについて、本人の同意がなくても、それが利活用できるような枠組みというものを導入していく必要があるのではないかと。

②といたしまして、グレーゾーンの内容等々を、グレーゾーンとして大綱のほうで書かれているのは、例えば顔認識データ、あるいは指紋認識データ等々、これはどういうふうに扱うのか、個人特定性というものをどのように考えるのか、なかなかグレーゾーン的なところがあるのではないかとというようなことですが、そういったものの線引きをまずしっかりするとともに、さらに個人の権利利益の侵害の可能性・度合というものも情報通信技術の進展により変動するものであるから、機動的に対応可能としていくために、弾力的にできるような政省令・ガイドライン等々をするとともに、民間の自主規制とありますけれども、主に利活用のところで、この大綱の中で提言されておりますのが、いわゆるマルチステークホルダー方式という消費者を含む関係業界あるいは所管の団体等々が自主規制により、こういうふう加工したものがこれに使えるのではないかと、こういうルールを決めていくと。こういうふうな前提により、弾力的な対応というものもするような仕組みというのがあるのではないかと。

さらに、そのようなルールでやっていくわけですが、一方で、バランスよい保護と利活用の推進のためには、それを実効あるものとして執行するために、独立した第三者機関というものが必要で、監視や施行のために必要な体制をとって、しっかりと監督等々を行っていくことが重要であろうと。独立した第三者機関として念頭にありますのは、今の個人情報保護委員会、マイナンバーの関係のプライバシー保護等を担当するものを、これを改組してこうと、こういうことを念頭に置いているような提言となっております。

5ページ、もう少し細かく書いてありますが、重複も多いので幾つかだけ説明しますが、最初の箱の中の2つ目のポツで、パーソナルデータの活用の中で、医療情報というようなものについての適切な取扱いということ。

もともとビジネスの関係ということが念頭にあったということであろうと思いますけれども、議論の中で、医療情報、カルテ等々の情報を様々なビッグデータの文脈の中で活用していくことで有効な活用ができるのではないかと。

そういたしますと、これは主に多くの国立病院のデータ、国立病院ということになりますと、法制的には、行政機関あるいは独立行政法人等個人情報保護法の規律に服する、これについての所管は、総務省行政管理局になるということでございますので、行政機関と独法等について、どうするのかということは、やはり考える必要があるというような問題

意識が発出してきているというようなこと。

さらに2つ目のポツは、大体今口頭でご説明しましたけれども、3つ目のポツで第三者機関の在り方ということですが、現在、個人情報取扱事業者、これは民間部門のという意味ですが、個人情報保護、行政機関等のほうではなくて、個人情報保護法のほうを念頭に主務大臣が有している機能権限に加え、立ち入り検査等の機能権限を有し、自主規制ルール、マルチステークホルダー方式等々が提言されておりますが、そういったものの認定、あるいは、国境を越えた越境移転に関して、プライバシー保護水準等々、実効ある監督等を行うための体制として整備する必要があるのではないかというような提言が行われたところであります。

6 ページが、行政機関及び独立行政法人等個人情報保護法の在り方について、どうするのか。これについては、正直申し上げまして、パーソナルデータ検討会の中では、十分深く掘り下げた議論というのは、時間的な余裕等々もあってできていなかったということから、言わば検討課題として記載されているということでございます。

1つ目が、第3のⅡの2ということですが、行政機関・独法等が保有するパーソナルデータの取扱いということですが、行政機関・独法等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等の協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行うということで、後ほど、行政機関・独法等個人情報保護法の概要と、それから行政機関等の保有する個人情報、このようなものの特質、配慮すべき点、プライバシー等々、そういったものであろうかと思いますが、その特質というものはどういったふうで整理されるのかというのは後ほど詳しくご説明したいと思っておりますが、そういった特質を踏まえて、所管府省等との協議、これは私どものほうで、各行政機関との間で個人情報保護、行政機関個人情報保護に関する連絡会というのを持っておりますので、そういったところと意志疎通も十分図りながら、また関係方面からの意見聴取、これは第2回、第3回目以降でヒアリングを予定しておりますけれども、利活用したいと考えるところと、さらに国民的な立場から、それをどう考えるかという立場の両方の方から意見聴取を幅広く行いながら利活用可能となり得るデータの範囲や類型化・取扱いの在り方に関し調査・検討を行っていききたい、この研究会でぜひお願いしていきたいと、こういうことでございます。

次に第三者機関の関係が書いてございます。行政機関・独法等が保有するパーソナルデータに関するこのような利活用の在り方、あるいは、次の3つ目に書いてある保護の在り方も含めてということでございますけれども、それらの調査・検討で、どのような扱いをするのかということ踏まえて、今度は、総務大臣の権限・機能等と第三者機関との関係について検討していく必要があると。

最後に保護ということについても、同様の考え方で調査・検討を行っていく必要がある。このように記載してるところでございます。

(事務局) 続きまして、私のほうから行政機関等個人情報保護制度の概要について、ご説明をいたします。資料3です。簡単にポイントをかいつまんでご説明いたします。

まず1ページは個人情報保護法制の体系ということでございまして、個人情報保護法、消費者庁が所管する「基本法」と呼んでおりますけれども、基本理念、基本方針の策定という言わば全体に通ずる基本的な部分の規定、それから民間部門でする規定が合わさった法律でございます。

それと、法律としては別に公的部門を規律する法律といたしまして、総務省で所管をしております行政機関の個人情報保護法と独立行政法人等の個人情報保護法があるわけでございます。

それと地方公共団体につきましては、各団体が条例で、個人情報保護の条例を策定しているところでございます。

それから、2ページ目が行政機関法と独法法の適用対象でございますけれども、行政機関につきましては、会計検査院も含めたすべての行政機関が対象になります。独立行政法人等と呼んでおるのは、こちらにございます独法、いわゆる独法ほか大学法人とか一部の特殊法人、認可法人も含めた合計201法人、これを法律の中に列挙いたしまして範囲が決まっているもので、これを法律用語として「独立行政法人等」と呼んでいるということでございます。

3ページ目が法制のポイントということで、目的のところですがけれども、この法律は、個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政・独法等の事務・事業の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するというところで、行政の運営、それから個人の権利利益の保護両面を調和を図る、それが目的とされてございます。

4ページ目は、この法律の仕組みでございます。

5ページ目は個人情報の定義、これは保護対象ということで、検討のところにも深くかわってくるわけでございますけれども、後ほど民間の定義との比較もございしますが、法律の中に幾つか、個人情報についての類型が定義されております。かかる規定というのが、変わってくるということでございます。いわゆる個人情報につきましては、個人に関する情報の下でございまして、要件といたしましては、生存する個人に関する情報という属性情報と、それから氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができる識別情報、これがひとまとまりとなったものが個人情報になるということでございます。

個人情報の内のいわゆる情報公開法に規定する行政文書（法人文書）に記録されているものが保有個人情報ということで、これについては、正確性の確保ですとか安全確保措置、利用・提供の制限、開示・訂正などの規定がかかってくるということでございます。

さらにその内、保有個人情報の集合物で容易に検索できるように体系的に構成したものが個人情報ファイルということでございまして、さらにその内、電算処理によって検索できるものが電算処理ファイルということで、段階を定義を分けているということでござい

まして、6 ページ目が、それぞれの定義に当てはまる相談を例にした、こういうものがそれぞれに当てはまるというものでございます。

それから7 ページ目が個人情報ファイルということで、その数でございますけれども、施行状況調査、毎年度私どもでやっておりますが、その中で数を把握しております。最新の数字で24年度の数字になりますけれども、行政機関が6万件超、独法等が1万2000件超ということで、その内訳は、その下にありますとおり、行政機関については、約9割が国税庁であります。個人課税台帳等の個人情報ファイルですね。独法等につきましては、国立病院機構が3割以上ということで非常に多く、診療録とかレセプトの情報になるということでございます。

それから8 ページ目は、個人情報ファイル簿の例ということで、このような個人情報ファイルを基に、名称ですとか利用目的、それから、どのような記録項目になっているかということを一覧にしまして、これを行政機関で言えばe-Gov、それから独法等では、各法人のホームページで公表してございます。

続いて、9 ページの利用目的の特定等でございますけれども、法律の3条で利用目的の規定ということで、まず法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限ると。その利用目的をできる限り具体的・個別的に特定すると。その目的の達成に必要な範囲での保有ということが義務として書かれてございます。この利用目的については、書面で取得する場合には明示をするというのが原則というふうになってございます。

続きまして10 ページが、利用・提供の制限ということでございます。法律の9条にありますけれども、まず原則といたしまして、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供は禁止でございます。ただし、例外ということで幾つか類型がございまして、法令に基づく場合、それから、さらに幾つか類型がございまして、本人の利益等々がある場合には、目的外の利用・提供もできると。具体的には、本人の同意がある場合のほかに公的機関の内部の利用、これには相当な理由が必要になりますけれども、それから、内部ではなくて他の公的機関への提供。それ以外に公的機関以外への提供というのも認められております。

ただし、統計の作成・学術研究の目的のための提供であるとか、あるいは、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、あるいはもう1つ、特別の理由ということで、②、③の相当な理由よりも厳格な理由が求められるわけでありまして、このような場合には、右側にありますとおり、本人・第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない前提で利用・提供ができるということで、基本法と違う点として、本人の同意がなければ目的外の利用・提供ができないというものではないということが、1つの大きな違いであるかと思えます。

11 ページ、12 ページは、今申し上げました法令に基づく場合、あるいは本人の利益、社会公共の利益がある場合等の具体的な例、これも施行状況調査として公表しているものでありますけれども、その一部を例にしてございます。

12ページの下、④のところ、行政機関以外の者への提供といたしましては、宮内庁から報道機関に名簿を提供するでありますとか、法務省から外国公館に出入国記録のファイルを提供するということで、特別の理由という例外という形で、外部利用の提供が行われるという実態があるわけでございます。

それから13ページ以降は、後ほどご説明があります民間の個人情報漏えい事案というものに関連したところにかかわるものでありますけれども、行政機関・独法等それぞれの漏えい等事案の数値、あるいは内容でございます。

施行状況調査で公表しているものでありますけれども、行政機関では、24年度819件、それから独法等については15ページになりますけれども、1816件ということで、いろんな類型ごとに、それぞれの主な内容を示してございますけれども、このような実態を受けまして、17ページ、漏えい等の防止のために必要な措置を講じる義務ということが法律に書いてあるわけですが、漏えいが起こらないように適切な管理が必要であるということで、法律の制定に併せまして、総務省から指針ガイドラインを行政機関等々それぞれに示してございます。

この指針というものは、こういう個人情報の適切な管理のために講じるべき最小限の措置を示したものであるということで、すべての行政機関・独法等におきまして、この指針を参考にしまして、それぞれ個人情報管理規程を整備して、それに基づいて安全確保措置を講じておられるということでございます。

18ページが、その指針の大まかな内容でございます。例えば真ん中第6のところ、情報システムの関係で言いますと、アクセス制御、アクセス記録などの項目があります。それからその下、情報システム室等への入退室管理。それから第8で言いますと、業務委託の場合の留意点などがございまして、それぞれ、監査点検を定期・随時にしっかり行うということが記載されてございます。

それから19ページ目、本人関与の仕組みということで、開示請求それから個人情報保護法にある類型として、訂正請求と利用停止請求という規定がございます。

訂正請求と利用停止請求については、開示請求によって開示を受けた保有個人情報について請求が可能ということで、開示請求が前提の仕組みになっておるわけでございます。

これを受けまして開示決定、不開示決定がなされるわけですが、行政不服審査法に基づいて不服申立てがあった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に、原則として諮問するというところでございます。

20ページ目が、その開示請求等の件数でありますけれども、24年度の10万9000件の内訳が対応した行政機関の内訳になります。それから独法等につきましては、6901件の内訳が右下の内訳になります。行政機関について言えば、約6割が国税庁、独法等につきましては、同じく約6割が東京大学への請求ということになってございます。

それから最後に、先ほど讃岐からご説明をいたしました個人情報の特質というところをやや詳しく書いたものでございます。行政機関・独立行政法人等につきましては、業務

遂行上、膨大な個人情報を保有しているわけですが、それらは、まず法令等に基づく申請ですとか届出、定期的報告等に係る個人情報、すなわち各個人からの義務的な提供情報が多いということになります。

それから2つ目として、法令等に基づく調査、行政処分、法令違反、犯罪捜査に関する個人情報ということで、言わば非自発的・権力的な収集によって権力的に集められた情報が多いということで、任意性のない、あるいは低いものがほとんどという状況になります。

さらに個人の機微に触れる情報も多いと。例えば資産状況・犯歴等など民間にはない情報があるわけになります。

さらに2つ目の○になりますけれども、このような個人情報は、所掌事務の遂行のために収集・保有されているものになります、民間企業とは違っていて、これを商業的目的で加工したり提供したりするという動機・合理性が一般的にはないというのが大きな違いだというふうに思います。

このような特質を踏まえ、最後のページにもありますけれども、民間の個人情報に比べて厳格な内容になっておるわけになります。定義が厳しいでありますとか、所掌事務上の関係がある一方で、統計作成・学術研究目的、あるいは特別の理由というものもありますけれども、そのような場合には、本来の利用目的以外でも提供が可能ということになっていきます。

それらを、最後のページ22ページにまとめていきます。

定義につきましては、今申し上げましたけれども、民間では、「容易に照合することができ」と、この容易に照合するが要件になっていきますけれども、これが、行政機関・独法等についてはないという違いがあります。

それから規律対象のところ、これは安全確保措置とか第三者提供制限につきましては、民間等にかかる規律対象につきましては、民間のほうはデータベースを構成する個人情報のみであるのに対して、行政機関・独法等につきましては、散在情報も含むという点が違っているわけになります。

第三者提供、これは先ほど行政機関等のほうも申し上げましたけれども、民間のほうは、幾つか例外がある以外は、原則として本人同意が必要というところが違う点になるということになります。

それから、民間にはない義務として、行政機関・独法等につきましては、総務大臣へのファイル保有の事前通知義務、これは行政機関のみでありますけれども、それから、先ほど申したように、個人情報ファイルを、これを作成して公表する義務が行政機関・独法等にはあるということです。

それから、監視・監督の権限でありますけれども、行政機関・独法等につきましては、いずれも施行状況調査の規定、そのほか行政機関の長に対しては、資料提出・説明要求・意見陳述の権限が、総務大臣に付されていきます。

一方で民間につきましては、規定が違っておりまして、報告徴収、助言、違反是正措置の勧告、勧告措置命令ということで、段階的に違反等の場合は規定が置かれております。それは、主務大臣から事業者への権限でございます。

最後に罰則につきましては、行政機関・独法等につきましては、不正利益を図る目的で個人情報を提供した場合等につきましては、言わば行政機関の職員や独法等の職員に対して直接罰則があるわけでございますけれども、基本法におきましては、その事業者に対して勧告をし、勧告措置命令をし、その命令に従わない場合には罰則ということで、事業者に対する間接罰則のみが規定されているという点が違いになります。

駆け足で申し訳ございませんが、以上でございます。

(讃岐官房審議官) 最後にもう1点、資料4-1につきまして、簡単にご説明します。7月24日付となっておりますけれども、総務大臣から各行政機関の長に対して、各行政機関の保有する個人情報の適切な管理の徹底について通知をしたところであります。

背景としましては、ご存知のとおり、ベネッセにおいて大量流出事案が発生したと。このような事態が生じないように、2つ目のパラグラフにもございますけれども、各行政機関等が保有する保有個人情報へのアクセス制御、個人情報へのアクセス記録の保存・分析、情報システム室への入退室の管理、さらに管理を委託している場合においての委託先においての管理体制の確認等の事項を中心に、必要な措置の徹底を図っていただきたいということ。そのような大枠は(i)(ii)(iii)に定める、これまでのルールというものに包括的に記載されておりますけれども、そういったことを徹底してほしい。

「おって」のところで書いてございますけれども、これらの管理状況について点検をお願いするというようにしております。これは近々、発出するというところでとりまとめていきたいと思っております。

次のページに、これを総務大臣から発表しました時に、最後のパラグラフ、なお、総務省におきまして、まさに本日、この研究会、これを立ち上げることにいたしておりました。各行政機関における点検の結果を、この研究会に報告し、必要な場合に、さらなる対策を検討していきたいと、報告という観点からということで書かせて、大臣から発表させていただいております。おってご報告したいというふうに思います。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

それでは、今までのご説明に対して、全体像を振り返っていただいたわけですが、ご質問等ございましたら、どなたからでも、ご自由にお問い合わせいたします。

松村構成員。

(松村構成員) ちょっと今ご説明いただいた中で、いわゆるビッグデータという議論は行政、公的部門についてないのか。要すれば、ITの進歩等で、アクセスデータであるとか端末IDであるとか、従来大量にネット上で蓄積されているけれども、従来の個人情報保護制度でうまく取り扱えない部分についての検討というのを中心にやってたんですね。

私の経験でも、例えば内閣府の審査会で議論した時なんかには、クッキーは個人情報であるかとかメールアドレスは個人情報であるかとかいう議論をしたのを覚えてますけれども、そういうものは、およそないのか、この研究会の検討の外なのか、そのところは、どうでしょうか。

(事務局) このあとの意見交換のところで、またご説明をしようと思っておりますが、資料5の検討の論点、後ほどまたご説明いたしますけれども、保護対象をどのように考えるかという中で、大綱にも、個人の身体的特性に関するものとして指紋認識データと顔認識データが記載されておりまして、それ身体的特性に関するもの等ということで、その「等」の中に何が含まれるのか。今おっしゃったようなIDとか、こういうものがここに入ってくるわけですが、そういうものを、まず民間基本法のほうでどう考えるかというのが今検討されておりますけれども、行政機関のほうではどうするかというのも、今回の検討事項の1つになるということでございます。

(藤原座長) ビッグデータとおっしゃったんですけれど、それは今後の議論ですけれども、オープンデータ、ビッグデータといっても、オープンデータというのは、ご存知のように、オープンソースという社会的運動とともに来て、どちらかという情報公開の流れから来ているものですね。ビッグデータというのは民間から来ているけれども、行政部門の膨大な情報、行政部門で使ってもそれはビッグデータだし、民間に提供すれば、それは民間でビッグデータとして使ってもらえるという、そういう話だと思います。そういう大量蓄積をどうするかというのは、これから多分、オープンデータの活用とかっていうところで議論されるものだと思いますけれども。

多分、メールアドレスがどうというのは関連しますが、先の検討会では、ある意味で、範囲として、どのようなものを保護の対象とするかというご議論だったと思いますけれども。

(松村構成員) 1点知りたかったのは、行政、公的部門で持ってるそういう、いわゆるビッグデータ的な問題、例えば高速道路の自動車の状況、こういうデータを把握してるぞとか、そういう何か、この情報とか問題意識があれば、示してもらえると、頭の中で議論しやすいなと思っただけです。それはまたあとで、状況に応じて説明していただければいいと思います。

(藤原座長) それが先ほどの5-1で、あとで説明していただく行政機関・独法等が保有するデータの利活用のニーズというところだと思います。GPSから発信されたデータの集積による道路交通のお話が著名ですけれども、公的部門でも国交省を中心にたくさんあるなというご質問だと思いますけれども、後に議論されるものだと思います。

(藤原座長) ほかにいかがでしょうか。犬童参事官から、これまでの説明について、何か補足はございますか。

(内閣官房) 大綱の中身について、先ほどご説明いただいたところですが、状況だけご説明しますと、大綱については、先週までパブリックコメントを募集しておりまして、現在、集計の段階にあります。

それを踏まえまして、これから法制化に向けた作業を行うのですが、大綱にもございますように、行政機関の個人情報保護法との整合性をどのようにしていくのかというのは大きな課題になるかと思っておりますので、事務局とも、われわれの検討状況も情報共有しながら対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(藤原座長) どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに、ご質問ございますでしょうか。

これまでの説明は、一応、ご存知のことが多かったということで、意見交換をどうぞ。

(下井構成員) ちょっと些細なことかもしれませんが、資料3の後ろから2枚目の行政機関等が保有する個人情報の特徴をどう認識・理解するかというのが、この研究会にとって、かなり大きな問題なんだろうと思います。

その下の矢印の上の最後の○の2つ目ですか、最後の行で、2行目から3行目にかけて、これら情報を商業的目的で加工・提供する一般的な動機・合理性はないと。この一般的でないというのは、あまねくないということなのか、それとも、普通はないけど例外があり得るということなのか、どちらでも読めるような気がしたんですけども。

一般的な動機・合理性はない。普通はない。多分そういうふうになるのかなと思うんですが、これが行政機関の場合と法人等の場合で同じように考えてよろしいんでしょうかね。ここはひとくくりになっておりますけれども、現実問題、先ほど医療情報の話が少し出ましたけれども、国立の医療、国立病院とかあるいは国立大学の医学部とか、さらには最近産官学の大学のいろんな事業展開とかもいわれていることがあるので、必ずしも商業的目的で加工・提供する動機・合理性がないものだけではないのではないか、法人情報の場合は。

話を元に戻しますと、一般的という意味は、普通はないという意味なのか、あまねくないという意味なのか。

ここは意外と大事な点かなと思って、ちょっと質問させていただきました。

(讃岐官房審議官) これを書いた立場から、なかなか難しい点だなと思います。

書いた認識としては、やはり今までのパーソナルデータの検討は、例えばスーパーマーケットのいろいろなレジの情報等々、これを有効活用に、マーケティング活用にすれば、大きな金銭的価値を持つてんじゃないかというのが、今のビジネスに活用できる。

そういうところから発したということであるとするのならば、行政機関においては、何らかのデータを仮に加工したとして、それは、あくまでも公共的な性格を持つもの、それで、それを何らか対価をつけて売るということはあり得るのかということ、そういうふうには行政機関のほうは位置づけ、そういう性格を有してはいないだろうと。こういうことから、一般的な動機・合理性はないということを書かせていただきました。

ところで、確かに下井構成員がおっしゃるように、独立行政法人のように自己収入を上げなければいけないというような法人、確かにあるわけがございますので、そういったところについて、どのような考え方で整理するのかということも、やはりしっかりと考え

ていかなければいけないのかなと考えますので、また、これからの議論の中で議論していただければと思います。

(藤原座長) よろしいですか。

(下井構成員) おそらく、これから議論していくことなんだろうとは思いますが、普通はないという意味でそこからスタートして、でも、それが絶対ではないという、そういう認識でとりあえず話を始めればいいのかと思っておりますけれども、それでよろしいんですよね。

(藤原座長) 私は、ここは読み方はいろいろあると思っています。現行法の立場はこうなのかなという読み方もできるのかなと思ったんですね。現行法だと、一般的な動機・合理性はないという立場で立法したと。あとは、独法等医療を考えれば、まさしく医療等で、それは福祉・介護にまで入ってくれば、社会保障費の最適化・効率化という議論にもつながっていきますし、あるいは、ゲノムのコホートなんかまで考えれば、もっと壮大な議論にもなっていきますし、公益に資するのではないかという議論にもなるでしょうし。さらに言えば、対価を求めなくて、そもそもオープンで民間に知恵を出してもらおうんだという考え方もありましょうし、それが多分、時代とともに変遷するので、今後、ここで議論しようかなということかなと思っていたのですけれども。

確かに一般的なものというのは、ただいまの説明のようにも読めるし両方あって、なかなか難しいかなとは思いますが、私個人なりに、現行法はこうなってるのかなと思っていたのです。それは、今後、議論をみんなですればよいことかなと思います。

ほかになれば、論点を用意していただいておりますので、まず、検討の論点について説明をお願いしたいと思います。

(事務局) それでは、検討の論点資料5 - 1でございます。

先ほど、開催要領の検討事項として3本の事項を申し上げましたが、この事項ごとにくっつか考えられる論点を記載しております。

まず利活用の部分でございますけれども、行政機関・独法等が保有するデータの利活用にどのようなニーズがあるのかというところが、まずポイントになろうかと思います。

これにつきましては、次回以降、ヒアリングということで経済団体等からの意見でアップしたいというふうに考えております。

それから2点目、利活用可能となり得るデータの範囲ということでございます。先ほど、これまでの経緯のところの説明、利用情報の話も、利活用が求められている情報の1つとして話が出ておりましたけれども、そういう利用情報などがまず1つの例として挙がるとして、それ以外に、どのようなものがあるのかというところの範囲、まさに利活用可能となり得るデータの範囲ということで大綱にも書いておりますけれども、それがどこまでの範囲なのか。この1例として、例えばここに書いてありますが、個人識別性をなくすと利用価値が失われるようなデータ、例えば難病データのようなもの場合には、どのような取扱いが必要なのかというのも1つあるかと思います。

それからそのデータ、利活用するに当たって、加工して提供する方法でございますけれども、考えられるようなものとして①、②ということで書いてございますが、1つは外部、民間等からの求めに応じて行う方法があるかと思えます。

ただ、その場合に、どのような判断基準で加工するのか。これは求めに応じる場合に、では手数料などが必要になるのかというところが検討事項としていくことかと思えます。

それから②といたしましては、個別の求めということではなくて、今のオープンデータの枠組みと同様になろうかと思えますけれども、データを保有する行政機関等の判断で行うという方法もあるかと思えます。

その場合におきましても、どのような判断基準でオープンにするのか、求めに応じるということでない場合に、そのニーズをどのように把握するのか、公開の方法はどのように行うかというところが検討事項になろうかと思えます。

①、②ということで書いてございますけれども、それ以外の方法も排除しているわけではないと考えております。

それから次、データの加工方法ということで、加工をする場合、要は加工主体は誰になるのか、行政機関等が自ら行うのか、あるいは、外部に委託することが可能なのかというところ、それから、低減の程度がどの程度まで加工すればよいのか、低減すればよいのか。※で書いておりますけれども、民間につきましては、大綱の中で、「さらに」の部分ですが、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関はルールまたは民間団体の認定を行うことができることとするとありますけれども、このようなやり方に準拠するのか、行政機関については別のやり方もあるのかというところかと思えます。

それから、加工する場合には、当然ながら十分な安全確保の措置が必要になると思いますが、それはどのような措置が必要かということもあろうかと思えます。

それから、それを加工して提供する場合の提供先の規律内容、これは大綱のほうにも再特定禁止義務というのが例示として書いてございますけれども、それは当然ながら、行政機関のほうにもあるのか、それ以外にどのようなものがあるのかというところが検討事項になろうかと思えます。

逆に、行政機関等のほうが、民間等から低減されたデータを受け取る場合というのもあるかと思えますので、そのような場合の規律内容がどのようなものかというところもあるかと思えます。

それから、このような利活用の措置を法律で規定をする必要があるとなった場合には、その規定方法は、どのような形があるのかということでございます。

ネガティブリスト方式と書いてございますのは、一般的な利活用を認めた上で、一部情報などについては認めないという形で除外するという方式があろうかと思えますし、それからポジティブリスト方式ということも、すなわち、利活用可能なデータあるいはその類型分野を限定してできるというような形もあるかと思えますし、書いておりませんが、それ以外の方法などもご検討いただければと思っております。

それから2点目、保護対象の関係でございますけれども、先ほどちょっと先に申し上げてしまいましたが、大綱にあります個人の身体的特性に関するものということで例示されております指紋認識データ、顔認識データ等の取扱い、これについては民間同様に行政機関のほうでも対象に入ってくるのかどうか。

それから、身体的特性に関するもの等ということで書いているものとして、検討会のほうでは、番号、アドレス、IDの関係などを検討されておりますけれども、そのようなものの整理においてはどのようなことをやっているのか。そのような保護対象について、規律内容をどうするのか。制度改正大綱の中では、民間データにつきましては、保護対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとするということで具体的な記載はないわけでありますので、今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら、では、どうあるべきかというところを検討する必要があると思っております。

やはり行政機関等につきましては、先ほども申し上げましたが、個人の資産状況ですとか犯歴など、特に機微性の高いデータがございますので、そのような機微情報をどのように扱うのか。

民間データにつきましても、ここには書いてございませんけれども、大綱の中では、機微情報データは原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いということについて検討すると、それについて、行政機関ではどのように扱うのかということでございます。

2ページ目でございますけれども、第三者機関の関係。これにつきましては、同じ視点で細かい論点を書くのもなかなか難しいわけでございますけれども、ここにありますように、総務大臣と第三者機関の権限・機能等をどのように整理するかということになるかと思えます。これに当たっては基本法のお話になりますけれども、第三者機関と各主務大臣との関係、これも、大綱の中では完全に整理されておるわけではございませんので、その検討状況も踏まえながら、行政機関・独法等についてのことも検討していく必要があるかと思っております。

それに第三者機関の体制がどのような形になるか。これは主務大臣との関係も含めてどうなるかということになるわけですが、このような点もご検討いただくというふうになるかと思っております。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

次に、宍戸構成員から、ご意見の資料を提出いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

(宍戸構成員) 事前に、構成員で意見がある者はペーパーを出してよい、とございましたので、僭越でございますが、私のほうから資料5-2という形で意見を出させていただきました。順番に少し端折りながら、また補足しながら少し意見を述べたいと思えます。

まず総論的なことですが、今、渡邊さんのほうから、ひととおりの検討論点のご説明がありました。

これをどのように検討していくかですが、今般、IT室のほうで個人情報保護法の本体、基本法部分の改正作業の検討が進んでいます。その理念を共有している行個法についても、可能な限り、個人情報保護法の改正と整合的な結論を示す、これは必ずしも一致ということではなく、整合的な方向で改正が必要ならば、そうでない場合には、先ほどのご説明のように、行政分野における個人情報の特質があるということを具体的に明示して、別の取扱いを維持するか、という構えで検討を進めるべきではないか、と考えたところです。

もちろん行政機関が保有する個人情報の特質には、様々なものがあります。先ほど資料でご説明いただいたもののほかにも、例えば行政機関については、国民に対して、納税され、公権力を行使して、説明責任を負っているという観点から、情報公開あるいは表現の自由とのバランスでの規律がある点で、民間事業者と異なるでしょう。逆に、公益的な理由によって目的外利用が民間の場合よりもある面では広く認められているような問題について、今までのコントロールで、本当に果たして十分と言えるのかどうかといった点も、行政機関の保有する個人情報の取扱いの特質として議論すべきだろうと思っております。

次に、先ほど、行政機関の保有する個人情報は、商業的な利用とはだいぶ違う、少なくとも現行法の建て付けはそうではないかというご議論がありました。確かに「利活用の壁を取り払うために」という大綱の部分は、行政機関については幾つか限られた部分になるのかと思います。

そうだとしますと、大綱の基本的な考え方における「機動的な対応を可能にする」、「確実な制度執行を行う」、「制度の国際的な調和」といった3つが、行政機関の保有するパーソナルデータについての検討に当たって、視角としてあり得るのではないかと思います。

②の確実な制度執行は、先ほど座長がおっしゃいました実効的な仕組みという点で、不可欠な視点です。

それから③の制度の国際的調和ですけれども、わが国の個人情報保護法制が前提とするOECDプライバシーガイドラインが昨今改正された、あるいは、あとで申し上げますが、EUデータ保護規則の提案もあり、わが国の法制になじみの深いドイツにおける仕組みやほかの国々はどうかといったことも踏まえて、見直しの必要がないかどうか。座長が専門家でいらっしゃいますけれども、ほかにも国際会議に出席した経験のある専門家のヒアリングなども行いながら、検討してはいかがかと思います。

以下、各論的な論点でございますが、先ほど下井構成員からも、医療情報等の扱いの問題がありました。これは、まさに利活用の可能性がある第1のもの、かつセンシティブなものとして特段注意すべき取扱いが要求されるものです。

この問題は、パーソナルデータ検討会でも、どういう取扱いになるのか、外部の皆様が相当期待されたのだらうと思うのですが、正直申し上げまして、議論は深まりませんでした。

その1つの理由は、やはりこれは行政機関あるいは独立行政法人等の問題でもあるということがあって、議論が進まなかったのだと思います。そうしますと、例えばこの場で

ういう課題があるのかということをしり下げる。あるいは、行政機関個人情報法やその下のガイドライン等々の改正とか、行個法の枠組みの中で対処すべき課題なのかどうかを、明らかにする。

もし、そういう方法によるべきでない、例えば単行法を策定すべきだというのであれば、保護と利活用の促進を実現するために、一体どこでどのような検討が必要なのかについて、やはりこれは行個法を所管される総務省の研究会として明らかにしたほうがよいのではないかと思います。

と申しますのは、先ほど座長からもコホートなどのお話がありましたけれども、医療情報等の扱いについて、どこかで議論しようとする、いや、これはうちではないと、でも別なところで議論しようとする、いや、これはうちではないとか、たらい回しになって進まない。保護すべきものが本当に保護されているのか、どのような保護が必要なのか、どのような利活用のためのルールが必要なのか、議論が進まないといったところがあったと思います。

もし、この場でもできないというのであれば、やはりこれは第三者機関において、今後一元的に検討し、そういうたらい回しがないようにせざるをえないのではないかと思います。

それから2ページ目です。

パーソナルデータ検討会では、利活用だけ議論しわけではなくて、同時に保護も強化しなければならないという、車の両輪で進めるという議論であったと思います。

特に個人情報保護法の目的、基本理念について、プライバシーの保護を明確化するという趣旨の記述があったと思います。もちろん、そのように具体的に法律に書くかどうかは、今後IT室において様々ご検討されると思いますけれども、そういう基本法部分についての目的・理念が明確になってきた場合には、当然、特別法といいますか、基本法の下にある行個法についてもそのような整合的な改正を検討することになるのではないかと思います。

それから、先ほど松村構成員からご指摘のありました電子メールやクッキーなどの問題ですけれども、これは、個人情報保護法の保護対象の明確化の論点だと思います。大綱においては、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」と書かれています。この「等」の中に、先ほどご指摘のあったようなものが入るのかどうかは、技術検討ワーキンググループで佐藤構成員から大変なご議論をいただいたので、あとでご発言があるものと期待しておりますけれども、そのようなものが行個法上の個人情報に含まれているのかどうか。含まれていない、かつ、それが個人情報保護法において保護の対象になるのであれば、やはり行政機関において、それも保護する必要がないのかどうかは、IT室ともよく連携を取りながら検討が必要であろうと思います。個人情報保護法における機微情報の取扱い、センシティブ情報の取扱いについても、同様のことが言えようかと思います。

それから、各論的な3番目の論点ですけれども、行政機関個人情報保護法における総務大臣の権限あるいは独立行政法人等個人情報保護法における各主務大臣の権限につきましては、先ほどの国際的な調和という観点から、第三者機関がEUデータ保護指令における十分性認定を受けられるなど、プライバシーコミッショナーとして世界的に認知されるために、これらの権限を、総務省から第三者機関に移管する必要がないのかどうか。移管しなくてもいいのであればかまわないかもしれませんが、する必要があるのだったら、この研究会で直ちにかどうかは分かりませんが、検討する必要があります。

さらに言えば、現在の権限だけではまだ不十分であり、番号法における特定個人情報保護委員会のように、各行政機関について強いコントロール権限が必要であるならば、個人情報一般についてそのような権限を、第三者機関は行政機関に対しても持つ、という改正が必要なのではないか。こういった問題も、国際的動向について分析しながら、IT室と連携して検討していくべきだろうと思います。

それから、事務局の論点表には挙がっていなかった論点ですけれども、個人情報保護法の改正作業において、個人情報保護法の適用除外になる事業者の数、事業者を取り扱う個人情報の件数が5000件以下というところをやめるという話が大綱で議論されております。いわゆる小規模事業者の取扱いです。

もし、これを民間について変えるのだとしますと、行政機関個人情報保護法におきましても、個人情報ファイルについて、本人数1000人以下のものは適用除外にしていることがいかにどうかについても、検討が必要になるのではないかと思います。

だいたいお時間をいただきましたが、私からは以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。

それでは、事務局及びただいまの宍戸構成員からのご説明に対するご質問、あるいは論点について、ご意見等をちょうだいしたいと思います。どなたからでも、けっこうでございます。いかがでしょうか。

大谷構成員、お願いいたします。

(大谷構成員) 今、宍戸構成員からお話があった点で、私自身の問題意識として重なる部分がありましたので、一言申し上げたいと思います。

大綱の宿題の③というところで挙げていただいている地公体とのルールの整合性ということについてが1点目です。

それから、医療情報の扱いを一連にされまして、課題のたらい回しということがあってはいけないというご指摘がありましたので、それにも関係しております。

行政機関の個人情報保護法というのは、地方自治体の保有しているパーソナルデータ、個人情報全般についての取扱いのひな型として、地方条例のひな型として活用されているのが実態かと思えます。

それで、私の所属する日本総合研究所と接点のある民間企業では、様々なPFI、PPPといったもので、公的機関と民間機関が共同で公的なニーズに対応していくといったこ

とを進める中で、ここは、国の行政機関の保有する情報なのか、あるいは自治体が持っている情報なのか。特に医療・介護・福祉といった場面で、その情報の所管といったものが異なるがゆえに、パーソナルデータの全体像について共通した取扱いが難しくなっているという場面に遭遇しております。

1例を挙げますと、例えば介護の関係ですと、介護保険による給付のために、まず認定などが行われて、給付を行うために、その情報はその利用目的の範囲内で使われて、目的外利用というのは基本的にされていないというのが実情だと思います。

しかしながら、その情報というのは非常に価値の高い情報で、例えば、それを予防的な観点で、ちょっと極端な話をすれば、一定の地域を少しメッシュ状に分析して行って、ある地域には特に認知症のお年寄りがたくさんいらっしゃるとか、あるいは要介護・要支援といったニーズ、例えば通院支援、それから買い物支援といった何か支援が必要なのではないかという分析をすることができます。

そういった分析をするに当たっても、一部の情報は自治体が持っており、一部の情報は国が持っており、部分的には民間事業者が持っているものがあって、安全で適切なコントロール、プラットフォームがあれば、それを安全に交換する中で、それを公的な目的に活用していく可能性ということも可能でありますけれども、それが情報が散在し、それぞれの所管する組織の中に閉じ込められているために、それが十分に利活用できないという場面があるというふうに聞いておりますので、ここでの議論といったものが行政機関それから独立行政法人にとどまらず、ひいては固有の条例を持っている自治体などの情報にも波及していくという、そういう前提で議論を進めていくことが必要なのではないかと考えております。それが先ほど、宍戸構成員が言われた趣旨と同じかどうか分かりませんが、たらい回しといったことを避けていくために、重要な論点ではないかと考えている次第です。

それで、PFIそれから、あるいはPPPといった制度の枠組みの中で、かなり機微な情報にも民間事業者が接するといった可能性がありまして、それが委託というスキームなのか、それとも第三者提供になるのか、よく分からない部分もありますので、そういった論点も、どこかで整理していく必要があるかなと考えております。

雑ぱくですが、以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。

ただいまの点について、1点よろしいですか。条例に波及するのが望ましいというおっしゃり方でしたよね。

(大谷構成員) 波及することを前提に検討していく必要があるのではないかと。ある意味、よい波及をさせていくことができれば、この研究会というのは、想定以上の効果を上げたことになるのではないかと考えております。

(藤原座長) ありがとうございます。

私も同じく、独法、行政機関についての法的整理と、やっぱり地方自治体が持つる条例を前提にして、条例制定権を根拠にした整理が違うと思うので、条例についていろんな

議論が、何かこれまでであったようですので、望ましいモデルを作って、自治体が自ら選択して波及することが望ましいというのは私も妥当な線かなと思いましたが、確認をさせていただいた次第です。

佐藤構成員、お願いします。

(佐藤構成員) 私、宍戸構成員とIT総合戦略本部のパーソナルデータに関する検討会のほうでご議論させていただいたわけですが、検討会のほうは、どちらかという利活用を進めていくという立場だと思うんです。

行政機関に関しては、利活用といっても、彼らは民間企業ではないので、どこまで踏み込むのかというのは、ちょっと僕が不安なのは、この研究会で決めることなのか、逆に言うと、上のところから方針を示していただかないと、我々だけでどこまで踏み込むのかというのを決めていいのかどうかということに、若干の不安を持っているところであります。

それと、それも含めてのことなんですけども、民間におけるデータの活用っていうのはおかしな話で、今の議論というのは、利活用イコール第三者提供というか、データを分析するという、どちらかというデータの理解みたいなところに進んでしまってるきらいもあるんですけども、ただ、そういう流れから言いますと、今の行政機関の持つてるデータというのは、どちらかという行政機関が集めたデータという立場ですが、これから、民間のデータを積極的に使うというケースも増えてくると思います。ですから、ほとんど民間と行政が相互にデータをやり取りするっていうような状況になったときに、どう扱っていくかということです。

僕が、検討論点とかで、行政機関などが民間などから低減データを受領する場合の記述の内容を議論してくださいということをお願いしたんですけども、やっぱり行政機関が民間のデータをももらったときに、それをどうするのか。

特に今回の制度見直し案では、個人特定性低減データとあって、同意なしに第三者提供するという特殊なデータモデルというものなんですけど、これは、おそらくは同意を取って第三者提供するものの代わりになるもの、あくまでも同意を取ることが基本なんだと思うんですけども、新しい枠組みが出てきますので、それを入れるっていうのは、今まで全くないところだと思っているので、ちょっとその辺、どういうふうにして行くのかっていうのを、ここで決めてしまっているのか、何かもっと方針みたいなものがあるのか、あれば提示していただけたほうが、議論が進めやすいのかなということを考えてます。

あと、大谷構成員から地方自治体の話がありましたので。僕も行政とか法律専門ではありませんけど、聞くところによると、行政機関の制度を地方自治体、変な言い方ですが、でもまねてしまう、よく言えばテンプレートとして使うという状況かと思っています。

地方自治体は、ご存知のように、自治体そのものもかかるとして、第三セクターとかでは非常に財政難になっていて、極端なことを言うと、データを売ってでも組織の維持をしなければいけないというケースも出ています。

これは、今回は行政機関と独立行政法人ですから、そういうことのケースというのは想定しなくてもいいのかもしれませんが、先ほどの独立行政法人における医療データの提供にもかかわっていきますけれども、行政機関がデータを提供する、売ってという状況をも想定しないっていうふうに、もうこれ議論するのも僕はありだと思ひ、ある程度、その状況を想定した上で議論しておくっていうことも、地方自治体の現状を考えると、1つの考え方かなというふうに思っております。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

医療データ、さらには自治体のデータのお話をさせていただいて、その前に、どこか出てくるかもしれないけれども、そういう論点をご指摘いただいたんですけれども、つまり、ここでどこまで決めていいのかという議論、ご質問だったと思います。

これは、冒頭で犬童参事官のほうから情報共有っていうお話が出たんですけれども、私も難しいなと思ってるところです。その議論は、これから出てくるんだと思いますけれども、時間が後ろが区切られているわけですね、いついつの通常国会でやりなさいと。向こうも走っている。こちらも走り出すと。そのときに、最も基本的な3つの点を、これから議論すると。例えば定義について、どうするのかというような点についても、必ずしも、先ほど松村構成員のご質問に対するところも確定しているわけでもないようですし。

さらに言えば、定義の問題というのをどう考えるかっていう議論は、確かにあります。情報法制を全体で見て、個人情報という概念はこういうものですよとて、非常に美しく体系的に論じたほうがいいというご議論もありましょうし、そうじゃなくて、情報公開と個人情報は違う。個人情報の中でも、公的部分と民間部分はそれぞれ特質性を持っているんだろうというそういうご議論、両方ともあり得ると思うんですね。

そういうときに、それぞれの結論はやっぱり擦り合わせは必要なわけで、それをどうするかという議論は、今、佐藤構成員が初回に出してくださったわけなんですけれども、あり得ると思います。

そもそも、おそらく定義の問題については、それぞれの構成員の方がそれぞれのお考えを持っておられるんじゃないか。私も持っています。細かいことを言えば、アメリカとヨーロッパも違うし、ヨーロッパといたってEU規則ではなくEU指令の下では国によっても文言は違うのに。そこら辺をきちんと本当は検討して詰めた議論ができるはずだと思っているところもあります。それをどう反映させるかという議論、佐藤構成員のおっしゃるのを詰めると、犬童参事官、こちらが先行したとき、どうしますかというご質問だと思ひなんですけれども。お答えになれる範囲でけっこうです。

(内閣官房) これから年末にかけて、議論は進んでいくわけなんですけれども、当研究会のとりまとめの10月の時点で、どこまでわれわれの作業が進んでいるかにもよると思ひます。

そうは言っても、現行法でも、個人情報保護法と行政機関の情報保護法の定義自体が若

干違っているということもあります。各法律の目的の範囲の中で、本当は同時的に検討した方が望ましいのかもしれませんが、各法律の目的の中でどこに重点を置くかで定まってくると思いますので、必ずしも全てが一致しなければならないというふうには考えておりません。本研究会の議論でどういう結果になるのかも、併せて見ていきたいと思います。

(藤原座長) 今後、密接に情報を共有していくということをやっていただくというところで、今回は、佐藤構成員、どうでしょうか。

(佐藤構成員) はい。結構です。

ちょっと定義のところ、パーソナルデータに関する検討会の定義にも、もうさんざんかかわった立場から申し上げますと、先ほどご説明いただいたように、身体的な特性うんぬんなどというところがすごく重要で。われわれ技術ワーキンググループとしては、そこになるべく具体的に盛り込みたかったというか、かなり努力をしたんですけども、大綱としては、非常にアバウトなところにとどまったというような現状でございます。一応、議事録などでは、その内容などのところに関する議論というのが残っているので、それをご確認いただければと思っております。

それで、大綱のほうは、そこは非常にアバウトになってしまったところの背景を申し上げますと、第三者機関に、その定義のところをもう任せるところがございました。

そうすると今度、行政機関のほう、じゃあ、その定義のところをどうかかわっていくのかというと、行政機関における個人情報の保護における個人情報の範囲というのをどうするのかっていうのは、第三者機関と総務省なり、その関係と非常にかかわってくるので、もう全部、第三者機関に丸投げするっていうチョイスもあるかもしれませんが、でもその場合でも、個人情報の定義の考え方、その要因があるかないかというところで違ってくるので、同じとは限らないです。

総務省側のほうで、ある程度コントロールするという立場からすると、第三者機関に決めた定義というものと行政機関の個人情報の定義っていうのは、やっぱり違ってくる可能性があるんで、そこはちょっと整理をしなければいけないんですが。

ただ、結局そうすると、今度、第三者機関と先ほど言った総務大臣とのかわりに戻ってしまうところが、なかなか難しいところかというふうに理解しております。

(藤原座長) ありがとうございます。

宍戸構成員のペーパーで、1000人と定めることについての検討というお話があったんですけども、これは、民間部門ではなくなるということが所与の前提であるという理解でよろしいのでしょうか。

(宍戸構成員) 資料2-2制度改正大綱の一番後ろの16ページをご覧ください。

ここのVIその他制度改正事項の1の(2)でございますけれども、この「現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の数が5000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規定を廃止し」とありますね。

ただ、この義務の制裁をどうするかについて大綱上の表現に対しては、消費者委員会か

らも厳しいご指摘があったと聞いておりますけれども、いずれにせよ、適用除外5000を廃止するのは、この大綱上は定まった方針だと思います。

(藤原座長) EUは5000にしたけれども、そのところは国際的調和は図らないという、そういう理解でいいのでしょうか。

(宍戸構成員) ここはかなり厳しく判断したところだろうと思います。

(藤原座長) 国際的調和。EUは5000人に戻したわけですね。そのところは必ずしも調和しなくてもいいという意味でしょうか。

(宍戸構成員) 多分、EUにおいて5000という数字に戻したことを前提にした議論ではないだろう、と思っています。

(藤原座長) 国際的調和で一貫しておられるとすれば、5000は必然的なのだろうかという感じがしなくもなかったものですから。

ほかにいかがでしょうか。

(松村構成員) これも、この研究会の枠組みみたいな話なんですけども、先ほど下井構成員からおっしゃったように、部分的には、行政官にこういうパーソナルデータの利活用という側面があると思うんですね、インセンティブが働く部分が。

でも、一般的にはないですね、はっきり申し上げて。地方公共団体で、いろんな個人情報利用、外部提供とか目的外利用についてやっていますけど、極めて慎重で、税務情報なんて、とてもじゃないというような状況ですね。

皆さんご承知のように、保護法というのは、基本的には規制法なんですね。要するに規制してるわけで、その規制を、例外的にこういう部分は利用できるよみたいな、規制の穴開けを作ろうという議論をしてるわけですね。

ところが、仮に穴開けを作っても、パーソナルデータも絶対的に特定性がないかというところ、それは例外的にあるよという議論で進んでいるわけですね。ですから、再特定はやるなとかいう義務付けをすとかしないとか、いろいろ考えているわけですね。

だから、そういう中で規制を除外するよということだけでは、行政官としては、とても例外的に動く、利活用が進むにしても、一般的には進まないんだろうなというのが、ごく常識的な考えだろうと思うんですね。

最初に座長が機能的な機能する法制を作るんだというふうにおっしゃったんですけども、そこは基本法のほうで、基本的にはインセンティブがもともとある制度で穴開けをすると、規制を除外すると動いていくというところと、規制を除外しても、別に情報公開みたいに開示の義務付けになるわけでも何でもありませんから、そこは、制度はできたけど基本的にはなかなか動かないというのは、もうかなり目に見えてると思うんですね。ただ、これも一部の構成員からありましたけども、じゃあ、この研究会でどこまでできるのか、そういう政策的な側面になってくると思うんですね。

だから、いろんな、ここで検討課題として実は挙がってますけれども、加工提供の方法手続とかいろいろありますけれども、基本法のほうでは、そういう事業者が、あるいは外

の事業者が使いたいよというインセンティブが働くという中で手続を作ればあるけれども、でも、同じようなことを作っても、多分、公的データについてはあまり動かない。

じゃあ、この限られた時間あるいはこのメンバーの中で、そういう1つの上乗せの部分ですね、政策的部分まで検討で提言できるかという、なかなか難しいという気がするんですけどね。そういう意見ちょっと、ここも何か私もなかなか、一体どうしたらいいんだろうというふうに思ってますけども、何か先生方のご意見が聞きたいです。

(藤原座長) いかがでしょうか。1回目ですので、今回はブレインストーミング的にいろんなご意見をお出しいただければ、私はいいかかなと思ってますが。

今の松村構成員のご質問に対しては、これまでの議論で各構成員の方々が言っておられるのは、一般よりは医療・介護・福祉、医療者・介護者のなところのデータは公的部門が持っているけれども、どうするんだという、そこにどうも力点があるというふうに受け止めているのですが。

それともう1つ、一般的な行政データの提供ということで言えば、既に2007年でしたっけ、年号は記憶違いがあるかもしれませんが、統計法が大改正されて、統計法の中で匿名データの提供というシステムがあって、国勢調査とか国民生活基礎調査の中の一定のデータについては、匿名化することによって利活用を図ろうという動きは既に始まっておりますので、そういうものがあるかどうかとか、そこら辺も吟味して、皆さんにご議論いただいたら、徐々に何か見えてくるかなという気がしております。

どうぞ、下井構成員。

(下井構成員) 結局、利活用をするとしても、どういうものについて、どうやるかというような話になるんだろうと思うので、先ほど松村構成員がおっしゃられたように、行政機関個人情報保護法は規制法であるという性質は多分変わらないのではないかと、少なくとも私はそう思っております。

現在でも、目的外利用提供という条文があるわけで、やってもいいけど、こういう場合にしかできないよ、あるいは、こういうふうにやるんだよと、いろいろルールを作っているわけなので、それをさらに利活用という面に合わせて新しい制度を考えていくというのは、結局のところは、いろいろ開放はするんだけど、それに伴ういろんな弊害を予防するために、どう規制を増やしていくか、増やすというか、増やすとは限らないですけども、規制を整えていくと、そういうことなのではないかと思うので、先ほどの松村構成員のお話は、話をそこに基軸を置くかどうかは別にして、多分それほど皆さん、違和感なく共有してる話なのではないかと思うのですが。単なる感想ですけども。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

(藤原座長) 庄司構成員、下井構成員の順番でお願いいたします。

(庄司構成員) 少し話が戻るかもしれないんですが、やはりこの研究会で、どこまでを扱うかということに関し、先ほどちょっと出た地方公共団体との関係が私は気になります。

いわゆるオープンデータの活用ということと言うと、国も取り組んでいますけれども、

先端的な自治体の方がリードして、いろんな創意工夫をしているという面があります。

そしてパーソナルデータに関して考えますと、個人の日々の生活にまつわるいろいろな情報が、地方公共団体にたくさんあるという状況だと思うんですね。

そうだとすると、地方公共団体が参照するであろうこの議論は、地方公共団体が持っているデータの利活用がどうなっていくだろうかということ、かなり意識して進めていく必要があるのではないかと思います。今日提示された中では、地方公共団体と第三者機関のかかわりは範囲外だということですが、そこも意識はしたほうがいいのではないかと思います。

やはり、せっかくパーソナルデータ、ビッグデータの活用にむけて条件を一気に整えようという時期ですので、この議論が終わったら、そういう状況が整ったとするためには、地方公共団体が持っているパーソナルデータもどうなるのかということ意識する必要があります。

以上です。

(下井構成員) 時間の問題もありますので、端的に質問をさせていただきます。

1つ目は、検討の論点について、2つ目が宍戸構成員のお話についてです。

1つ目ですが、この検討の論点の下の方のパーソナルデータの保護対象というところの○4つの内の上2つなんですけれども、個人の身体的特性に関するもの、それから上記以外、メールアドレス等、これらは、行政機関あるいは独法等に固有の個人情報ではないんですね。民間にもたくさん同じようなものがある。それが、ここであえて挙がっているのは、これは対象の問題じゃなくて、むしろ行政において、これらのものを扱う場合の特質という手法の問題だという例として挙がっているんだというふうな理解でよろしいんでしょうか。つまり行政固有の、行政に特有の個人情報ではなくて、民間にもある情報なんですけど、行政であるがゆえに、扱い方に特別の規律が必要な場合があるだろうと、そういう意味で挙がっているという理解でよろしいでしょうか。

(佐藤構成員) 1点、その点でいいですか。この検討会側のほうから書き込んだのは、項目はそれをベースに挙がっていると思うんですが。検討会側のほうで、ここの項目を整理したのは技術ワーキンググループだったんですけども、技術ワーキンググループのほうでは、ここに書いたカード番号、メールアドレス、端末ID、これは、ご指摘的のように、民間と行政と両方使う、共用するデータですから特に差はないだろうと思います。

ただ、検討会のほうで、こういった情報以外に、やや公的と思われる識別子の取扱いもありました。具体的に申し上げますと、パスポート番号とか免許証番号とか保険証の番号です。

それらのことに関しては、もちろん民間も使うわけですが、やっぱり行政機関が主体として使うわけですから、行政機関としての考え方というのは、やっぱり整理をしていただいたほうがいいのかなというふうに思っております。

(藤原座長) まず、下井構成員の宍戸構成員に対するご質問をお願いします。

(下井構成員) 今回の点に関して言えば、これは行政機関・独法については多少違う面があるかなというふうな感じがありますけど。

では、宍戸構成員のペーパーの2ページ目一番上のところの目的・基本理念についてですが、これ非常に大事な点だと思うんですけども、「プライバシー保護が謳われるような改正作業が進む場合は」というふうに書かれておられて、これは大綱のほうでは10ページで、ただそこでは、目的として利活用それから保護の2つを挙げて、それをどうするかという、そういう書き方になってると思います。その中であえて「プライバシー保護が謳われるような改正作業が進む場合は」というふうにされていて。つまり、現在の法律でもプライバシーという言葉は使っておりませんが、保護と利活用であれば、保護のほうに重点が置かれてるわけですね。

それで、その中で、しかし今後、保護と利活用の両方とも、つまり目的を多少変えて、保護だけじゃなくて利活用もという2本柱で行くということになった場合に、それはやはり基本法と行機、また独法等で平仄を整えるべきだと、そういうご趣旨かなと思ったんですが。

しかし2つ目のほう、つまり利活用のほう、これについても平仄を整えるべきであるというご指摘なのか。つまり、利活用については、民間の場合と行政・独法の場合は、行政と独法が同じかどうかは別にして、多少違うのではないかということが、本当にそれでいいのかどうかは別として、ある程度、そこを考えなければいけないという話になってると思うんですね。

そうしますと、基本法のほうで2本柱、目的・理念として2本柱を作るとして、確かにプライバシー保護については、行機と独法のほうもそれに平仄を整えるということは当然考えなければいけないんでしょうけれども、利活用については必ずしもそうじゃないのではないかと。

結局その点は、このペーパーの1ページ目の真ん中のアとイの問題、そこに帰着することになるのかなと、私はそのようにお話を伺っていて理解したのですが、それでよろしいでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

(宍戸構成員) 鋭いご指摘ありがとうございます。基本的には、そのとおりだろうと思います。

私がこういうことを書いた背景について、少しだけご説明を申し上げたいと思います。

具体的に申し上げますと、個人情報の定義1つ取りましても、結局、検討会では決まらなかったところでした。個人情報以外に「準個人情報」という類型を外出しで設けていく形にするのか、あるいは、基本法の個人情報の定義は、行政機関個人情報保護法と同じように合わせて容易照合性をとった上で、例えばクッキーが入るかどうかは、具体的に政令等で定めるものという形で、第三者機関にブレークダウンをしていくことも考えなければいけない状況だろうと思うのです。

その場合に、私が検討会で議論していて気になったのは、一体この法律の目的は何なの

か、個人情報の保護の目的が明確でないところで、第三者機関に個人情報の範囲とか定義とかを委任して定めさせるのは、危ないことではないか、と考えたわけでございます。

政省令、委員会規則あるいはガイドライン等に落とししていくときであっても、これだけ利活用がうたわれる以上、個人の権利利益の中でもプライバシーとの関係でのバランスを具体的にどう取っていくかを第三者機関に委任するというのを、法律では定めなければいけないかもしれない。仮にそうなった場合は、個人情報保護法本体の目的で、利活用が一方で強調される反面、プライバシーの保護も当然出てこなければいけなくなる。

そして、行政機関個人情報保護法について言いますと、利活用の部分は法律で定められた範囲に後退する反面、プライバシーの保護はかかってくるという関係になるのではないかと。

これはもちろん、IT室で今後、どういう法案化作業をされるかにもよりますけれども、個人情報保護法制を考える上で、プライバシー保護を掲げるか掲げないかは、本来非常に大きな問題だと思いますので、そのことを踏まえて議論したほうがいいのではないかと、こういう趣旨でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

質問としては、今後させていただきますけれども、定義をそんなに事項的に書かなければならないものかどうか、もう少し定性的にどうして書かないのかとか、あとで教えていただきたいと思うところもございますけれども、今の目的規定のお話は、大変よく分かりました。

国際的調和を言うのなら、少し議論をすべきところですね。個人情報保護法はある個人のデータの保護自体を目的とするのではなくて、その背後にあるものを保護するというのがEU型の考え方ですね。

しかし、それはアメリカ型ではないし、いろいろ考え方があるということですね。

ほかに、もうお一方だったら時間あるかなと思いますけれども、ご質問等、ございますでしょうか。

松村構成員。

(松村構成員) 今の話だと、基本法のほうは行政上の有用性ということが書いてあって、行政機関保護法の場合は利活用は全く書いてなくて、行政に適正かつ円滑な運用ということで、あくまで行政の問題として書いてない、しか書いてないという点はあります。

それから、先ほど宍戸構成員がおっしゃったことを、ちょっと聞いてて考えたんですけども、それぞれの各省の大臣の役割、例えば機微な情報、そういうことについてのいろんなガイドラインやら、この選択の問題等、あるいは識別性についても、どの程度までこの識別性を減らして利活用していくかという議論がありますね。それも大綱なんかでは、ある意味ざっくばらんに言うと、ケースバイケースといいますか情報の特質をということを書いてありますね。

そういうことを考えた場合には、やはり第三者委員会と各省大臣の関係では、少なくとも

も各省大臣が何らかの形で機微な情報の取扱いであるとか、その特定性の低減の程度の問題とかいうことについては、ある程度関与していくような仕組みを作らないと、ちょっとまずいのかなという気はしますね。

(藤原座長) ありがとうございます。

おそらく今の点も、これから何回かでご議論いただく点であろうかと思います。すべて第三者委員会に引き寄せるという立場から、全く逆の立場、あるいは、個別法を通じて重なりがあるとする中間的な立場とか、それはいろいろ選択肢がありますから、おそらく、先ほどの第三者委員会ができるだけ実効的に働けるようにというような観点も含めて、構成員の方々のお知恵をお借りするところであろうかと思います。

第1回でいろいろお考えをお話いただきましたけれども、もしなければ、ちょうど時間もまいりましたので、意見交換はこれで終了とさせていただいて、研究会の今後の検討予定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局) では、今後の研究会の検討予定ということで、資料6でございます。

本日第1回ということなので、第2回を構成員の皆様方のご予定を調整させていただきまして、8月21日の午前中ということで、議題といたしましては、具体的には、これから調整をさせていただきますけれども、経済団体等から、主に行政機関等有するデータ、パーソナルデータを利用するという観点から、ヒアリングを行うことにしていくということ。これに基づきまして意見交換ということを考えてございます。

第3回、その1週間後、8月28日の午後ですけれども、これもヒアリングということでございますが、消費者団体等からの国民の立場からのご意見という形でのヒアリングということを3回目ということで、それに基づいての意見交換ということを考えてございます。

これ以降、9月、10月でございますけれども、ヒアリングの3回目ということで、利活用が想定されるデータを保有する省庁等、医療情報などのお話もございましたけれども、そのようなところ、ご意見も踏まえてヒアリングを調整していきたいと思っております。さらにそのヒアリングを踏まえまして、さらに民間部門についての検討状況も踏まえまして、制度改正の方向性について論点を整理していただいた上で、10月には、さらにご議論を深めていただいて、とりまとめというところまでご議論を進めていただければありがたいと思っております。

さらに最後※でございますけれども、先ほど個人情報の管理の関係をご説明をさせていただきましたが、先ほどもありましたとおり、点検結果をとりまとめ次第、研究会にご報告をさせていただいてご議論を行って、必要な場合には、さらに検討、対応を検討していくと考えてございます。

以上でございます。

(佐藤構成員) いいですか、ちょっと要望を出させていただいて。

9月のところで省庁などとかのヒアリングって、これはやらなければいけないんですけ

れども、何人かの構成員の方々は、地方自治体への今回の制度変更の波及ということを考えると、地方自治体の関係者のヒアリングというのも、もし可能であれば検討いただくといいのかなというふうに思っております。これはお願いなので、回答しなくてもいいです。

(藤原座長) それは事務局とよく検討したいと思います。問題点もずいぶんクリアになったと思いますので。ほかには、よろしいですか。

それでは、これで、第1回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(以上)